平成２３年（フ）第３０３０号
名古屋市南区大堀町13番25号　リフィア桜テラス211号
債務者　岡田内装こと　岡田　将彰
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０号
札幌市清田区清田２条１丁目７番４号　クラーク羊ヶ丘弐番館104号
債務者　川村　真一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４３号
大分県別府市大字南立石2169番地の89
債務者　大野　勇志
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年５月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８３６号
埼玉県戸田市笹目南町20番11号
債務者　貝塚　　博
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸3553番地35
債務者　間宮　重夫（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６４号
千葉県南房総市千倉町瀬戸3553番地35
債務者　間宮美津江
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５８５号
神奈川県小田原市田島228番地の４
債務者　山田　雄樹
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５３号
神奈川県小田原市早川３丁目22番地の８　共立早川マンション201号、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井1409番地
債務者　諏訪部英子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７５号
神奈川県厚木市水引２丁目６番24号
債務者　鈴木ワタル
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７６号
神奈川県厚木市水引２丁目６番24号
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７９号
神奈川県厚木市妻田北３丁目33番６号
債務者　原　　毅
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９５号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4181番地１　ブリーズ開成Ｂ302
債務者　池谷　仁蔵
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１７号
神奈川県秦野市曽谷5819番地　リバーサイドハイツ102号
債務者　山本　詩乃
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
神奈川県平塚市田村２丁目10　県公社平塚田村団地８号棟845号室、住民票上の住所神奈川県秦野市千村１丁目15番45号
債務者　諏訪部義人
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央５丁目1605番地１　アジュール吉浜205号
債務者　佐々木文男
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０号
神奈川県厚木市栄町１丁目16番20―608号
債務者　井植　広之
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８１号
新潟市中央区新和４丁目８番８号　ブランシュ201、前住所新潟市南区鷲ノ木新田1666番地１　パセリ202号
債務者　安倍　吉美（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
新潟地方裁判所民事部